

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成29年1月27日（金）10:46～11:03
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

- 伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官  
久知良 俊二 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

#### <事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官  
塩見 英之 内閣府地方創生推進事務局参事官  
竹内 重貴 内閣府地方創生推進事務局企画調整官  
坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進
- 3 閉会

---

○藤原審議官 すみません。だいぶ時間が遅れてしまったのですが、クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れということです。特区法の改正案を今整備中ですが、けれども、その一つの項目になり得る案というように私も考えておりますが、従来から御議論させていただいておりますけれども、それについての御議論をさせていただきたいと思っております。

事務局から、最初に、特区諮問会議の少し前に、ワーキンググループとも相談をいたしまして提案をさせていただいております。この入管法の話と、それから、同時にセンターというものもございましたけれども、それについても提案を受けて、こういう方向性でということをお願いしたところ、法務省、厚生労働省から、それぞれ御回答をいただいております。

ただ、その後、特区の諮問会議もございまして、総理からも相当強い指示もいただいておりますので、それを受けて、また御回答をいただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 いつもお忙しいところをお越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、まず、原委員にこちら側の考えの御説明をお願いしたいと思います。

○原委員 これは条文なので、前に既にお示しをしている外国人材の受入れということで、多様なニーズに応じた機動的な受入れスキームの創設ということが一つ目です。

それから、二つ目に、「外国人雇用相談センター」の設置というものをお示しをされていて、それに対して、これまでに法務省から個別の業種が相当程度確定していかないと難しいのではないかとか、外国人雇用相談センターに関しては、国家試験に係る事項を民間に開与させるということにはいかないのですというような話をいただいていたわけですが、今日、雇用相談センターの方はお示しをしていないですけれども、これは申し上げている、前に浜松市などから最初に御提案があってお話をしていたと思います。基本的には、既に特区の枠組みの中で作られている雇用労働相談センターを参考にされていて、当然ながら雇用労働相談センターは、厚生労働省が従来持っている権限行使の部分を担当しているわけでは全然なくて、これは企業や関係者からの相談を受け付けますと。そこで必要があれば、基準のさらなるガイドライン的な整備をしたり、そこまで中々十分できていないかどうかはともかくとして、さらに問題のある案件を区域会議に報告をするとか、そういった機能を期待して運営しているわけですが、今回の外国人雇用の部分についても、基本的にはそういう役回りであって、入国、在留をそのセンターで認めますとか、そういう権限行使ということでは当然ないのだろうと思っております。

本題の、どちらかと言うと多様な機動的な受入れスキームの方のお話をさらにしていければと思っておりますけれども、今日、とりあえず検討案を作りましたので、事務局とも相談をして作りましたので、ちょっと後で御説明をしてもらって、引き続き検討していただければと思っておりますが、案を二つ出しています。

「家事支援、農業人材」型というもので出しているのは、これは従来の特区でやってきた家事支援などと同様に、クールジャパン・インバウンド促進支援活動という活動をこの特定活動という在留資格の領域として置いて、それについての制度を作っていくということが一つ目の案です。

二つ目、案2の方で、「創業人材」型というものを置いています。これは創業人材の場合に、従来の在留資格であって、投資・経営のところの枠を広げて、上陸審査基準を別立ての特区固有の基準を適用するという仕組みにしていたわけですが、これに類するような形で、従来の技術・人文・国際業務と技能の在留資格を拡大する、あるいは別の上陸審査基準を適用するという形でできないか。この二つの案をお示ししているということで、ちょっと詳細をもう少し補足していただけますか。

○八田座長 それでは、事務局からお願いします。

○竹内企画調整官 事務局でございます。

2案、お示ししております。案1につきましては、在留資格、特定活動で、これまで家事支援、あるいは農業人材というところで実績もございます。家事支援、農業人材という個別の業ではなくて、今回、特区の諮問会議での御提言、総理指示などを踏まえまして、クールジャパンとかインバウンドといった分野を個々の業などではなくて、包括的にこの特定活動の対象にしよう。それで、包括的に特定活動の対象にして、そこについて各所管が指針を定めて、その指針に従って受け入れていく。

そして、特定機関、あるいは外国人の要件というのは、それぞれ政令で定めるという案でございます。これは、これまでの家事支援、それから、農業人材の応用でございます。こういった形で行けるのではないかと我々は考えております。こちらが案1でございます。

案2でございます。こちらは、現在既にある技術・人文・国際業務、あるいはこれは食などを想定しておりますが、技能といったビザ、既にある資格に、クールジャパン分野に関して、それに係るもので、かつ区域会議が定めたものについて、いわゆる上陸審査基準を別のものにして、例えば、おもてなしなどに関する計画を作ってもらうなどをした場合に、することを条件にビザの発給を認めようとする案、これは既に特区法の中にある創業人材に類似した案でございます。

こうした2案を事務局として作成させていただいております。御検討いただければと思います。

○八田座長 今お示しして今というのも難しいかもしれないですが、とりあえず、何か御質問やコメント等があったらお願いいたします。

○伊藤補佐官 法務省でございます。

冒頭、本日登録していた根岸が国会対応で急遽外すことになりまして申し訳ございませんでした。

それで、条文なのですけれども、今お示しいただいたばかりで具体的なお答えをするのは難しいところがございますが、確認事項としては、案1の方になりますけれども、業種というのは、これは前々から我々が業種を特定して、外延を決めるのが少なくともということをお願いしておったのですけれども、この法律の段階では、どこまで業種を固めるのか、あるいは、その業種に応じた業を所管する省庁との間で対象とすることについての同意を取って検討に加わってもらうのかという、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○竹内企画調整官 この業種は、これまで家事支援、農業人材とか、そうした比較的外延を決めやすい形で定めていましたけれども、クールジャパンやインバウンド、サービス産業になると、最初に業の範囲を明確に定めてしまうということは、中々相応しくない。

ですから、大括りのクールジャパン・インバウンドという分野の外延を、大まかなものを定めて、その上で、区域会議の具体にはこのような人を受け入れたい、場合によっては区域会議で、業の例えば、警備業だとか美容だとか、そうしたものを区域会議が定めて、

それについて必要があれば、業所管庁というものを今入れるかどうか、これも議論がありますが、そうしたところが面倒を見るという形にしてはどうかと考えております。

○伊藤補佐官 最終的には加わるということはもちろんそうなのだろうと思うのですけれども、法律を作る時点で、少なくともクールジャパン・インバウンドに該当する業というものがこの業で、警備業が入るのかどうかは分からないですけれども、これとこれとこれというメニューがあってというところまでは、多分合意が取れているべきなのではないかと思うのですけれども、そこまでは考えていないのですか。

○原委員 それは、これまでの議論の中で、関連する事業についてはいくつか関係省庁にも来ていただいて議論をさせていただいているので、それ以外のところもあれば、是非手を挙げていただきたいと思っております。

○藤原審議官 御承知のとおり、これまでの政府決定、諮問会議の取りまとめでも、アニメ、ファッション、デザイン、食、そこまでは明示していますね。いわゆる、法律を作るときのベースになっている政府決定ですから、そこについては、当初ベースとしてあると思います。プラスアルファ諮問会議でも御議論させていただいたいくつかの業種がございますが、そういったものもどこまで例示として挙げていくか。

○伊藤補佐官 繰り返して恐縮なのですが、その例示を挙げるに当たっては、業所管省庁との間で挙げますというところまではセットされるという理解でよろしいのですか。

○藤原審議官 業所管庁の議論は、例えば、家事支援というのは、当初経済産業省が業所管庁になるということも全く案になっていない段階から検討を始めたのです。歴史的にそういう事実がまさにあるのです。要するに、霞が関の中で業所管が決まらないというといったことが検討できないというようなことを、法務省としては御主張されるという感じですか。

もう一つ言えば、食の分野などというのも、御承知のとおりまだ厚生労働省と農林水産省で色々こっちだあっちだとやっているのですけれども、色々な実際のニーズが出てきている中で、特にサービス業ですから、そういった業所管を明示的に決めるということが時間がかかるという実態はあると思うのです。家事支援がまさにそうだったですけれどもね。

そういった中で、相変わらず我々は案1というものが案になるとは思っています。先に申し上げておきますと、この前の諮問会議での議論とはちょっと違う方向ではないかと我々は思うのです。

○伊藤補佐官 別に確定的にそういうことを申し上げたいというわけではなくて、一応問題意識として、こういう外国人を新たな分野に受け入れるというときに当たっては、なるべく前の段階から業所管庁なり関係省庁なりに、その分野に関係する省庁に議論に加わっていただいた方が、例えば、家事支援などにしても、最終的に経済産業省が業所管省庁になったわけですけれども、その前に厚生労働省の方で、例えば、ベビーシッターの部分はどうするのかとかそういう議論がもろもろ詳細なところで多分入ってくると思いますので、

どのタイミングで関与するのかなという問題意識は持っているということです。

○藤原審議官 どのタイミングの議論をするのかは、特区法のスキームを御存じだと思いますけれども、そういう前広に関係省庁と思われるところについては、最後、計画の認定というときにしっかりと見ていただく仕組みがありますので、例えば、全くそういったところで漏れが発生するような話は、それはあり得ないということだけは申し上げておきます。

ただ、逆にそれだから何でもやっていいたろうというように我々は言うつもりは全くなくて、当然ある程度の事前に調整するスキームというものも、当然これまでの他の項目を見ていただければ用意しています。

○伊藤補佐官 あと一点だけ、案2の方なのですが、これはお示しいただいたばかりなのですが、創業と同じような感じで、要は、基準を緩和するというのであれば、今受け入れている範囲は変えずに、それに該当する基準を緩和するという理解でよろしいのですか。

それとも、この案だと、どういう形で新たな分野というものを認めていくことになるのかなという整理がすぐには分からなかったもので。

○原委員 この省令の範囲を拡大するということです。

○竹内企画調整官 上陸基準省令の、要は、入るときは審査基準というものを緩和するということです。

あとは、では、今の技術・人文・国際業務、あるいは技能というところで、どこまで見るのか。それはまた、技術・人文・国際業務、あるいは技能のビザの方の議論だと思います。

○塩見参事官 今の創業人材も、上陸基準省令で認められていないものを特区の仕組みの中では認めているわけです。タイミングの問題はあるかもしれませんが、一部拡張しているということだと思います。

○伊藤補佐官 これは経営・管理の在留資格に該当するための要件を緩和するのと同じようなことですか。

○塩見参事官 そうです。

○原委員 これまでの議論でも出てきていますけれども、クールジャパンの分野でこれまで議論した中でも、技術で十分読めているのではないですかと、ガイドラインを何回かお示しいただいていましたけれども、その議論はずっとあったと思います。それを少なくともこれまでと全く考え方を変更するというのではなくて、若干拡張する、一部拡張するということによって読める範囲はほぼ大体読めるのではないかと。というので、この二つをお示しして、どちらが御検討しやすいですかということなのです。

○八田座長 案2の場合、とにかく区域会議で事業計画を見て個別のをやるわけですから、それなりに厳しい審査があると思います。ただし、法律で全部何か色々分野を書いてしまうというのではないから。

○藤原審議官 そこは法律で書くメリット、デメリットの議論だと思います。法律で書こうと思うと、こういうサービス論のところは本当に所管省庁の議論とか法務省のおっしゃるような、むしろそこでの手続もまた複雑になりますので、逆にそれよりは、今までのこの前の諮問会議での議論ではないですけども、少し包括性を持たせた上で、外延のところだけ決めて、あとは、そういった個別の審査は区域計画のレベルできちんと見る。これも関係省庁が最後は認定する。人を入れる段階でも、事業計画、例えば、創業人材の場合でしたら、福岡市で入れている人の、その人の何がやりたいのかというの、また、自治体を中心に審査をする仕組みも、これは政令で書いていますから、その個別の人、これはファッションとか和食で入る人たちをその人の事業計画を自治体中心に、それぞれ公認会計士なども入れて見るというようなスキームというか、事業と人と両方二重チェックする形で創業もなっています。

○八田座長 ブランクチェックではないのですね。

○伊藤補佐官 いずれにせよ、持ち帰らせていただければと思います。

○八田座長 是非御検討いただきたいと思います。

厚生労働省は何か。

○久知良課長 実は、あまり今まで創業人材の話は詳しく関与していなかったもので、また持ち帰らせて検討させていただきます。

○八田座長 それでは、是非御検討をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。